

2 秩父地域境界明確化推進事業補助金 Q&A

(令和3年4月12日現在)

問1 申請は何回までできるのか。

(回答)

1 団体又は個人で年度に1回までの申請となります。

問2 交付申請書の提出期限はあるか。

(回答)

交付申請書の提出期限は当該年度の1月末までとします。交付決定は先着順となります。

問3 実績報告書の提出期限はあるか。

(回答)

実績報告書の提出期限は事業が完了してから30日以内又は当該年度の3月20日までのいずれか早い日とします。

問4 変更申請の対象となる重要な変更の基準は何か。

(回答)

事業費の3割以上の増減、事業地の追加・変更とします。

問5 本事業の成果によって施業面積が変わった場合、公募の際に提出した見積書の再提出は認められるか。

(回答)

経営管理実施権配分計画にその旨の記載があれば可能です。

※このQ&Aは随時更新する予定です。最新のQ&Aをご確認ください。